



2025年
DUNLOP 杯 HRC 筑波ミニ耐久ロードレース

特 別 規 則 書



事務局通信

参加ライダーの皆様へ

筑波サーキットで初開催となる「DUNLOP 杯 HRC ミニ耐久ロードレース」に参加頂き、ありがとうございます。参加の皆様が、この筑波コース 2000 を舞台に開催される筑波ミニ耐久ロードレースを存分に楽しんで頂ける様、事務局でバックアップいたします。

よろしくお願いいたします。

今大会は鈴鹿 8 耐時に開催される「DUNLOP 杯 HRC GROM Cup 鈴鹿ミニ耐久ロードレース」のトライアウト大会になっており、GROM クラスの決勝上位 15 チームにシード権が付与されます。Road to Suzuka を目指して頑張ってください！

トライアウトについて

トライアウトの権利はチームに付与されます。ライダーの変更は 1 名まで認められます。

サーキット場内でのルールおよびマナーについて

アルコールについて

○競技参加者のアルコール持込及び飲酒は厳禁とし、違反した場合には、失格即退場とします。

サーキット内のルールとマナー

○場内に喫煙スペースが設置されております。お煙草をお吸いの際は必ず喫煙所にてお願いします。また電子タバコ（類似品含）についても紛らわしい行為となりますので喫煙所をご利用ください。

○パドック内は火気厳禁です。場内はガソリン等の引火物が多く、大変危険な行為となります。発電機への給油も、必ずエンジンを停止後行ってください。

また飲食、調理等の行為については周囲に配慮し、モラルを持って行動してください。

○エントラント駐車場・ガレージ・Bパドックでの競技車両のエンジン始動はできません。又、住宅に隣接している場所も御座いますので、特に夜間・早朝は発電機等、大音量ツールの使用はお控えください。

ペットの同伴について

○介助犬・盲導犬を除き、A・Bパドックへの入場はできません。

○メインスタンド、サブスタンド、最終コーナースタンドへはキャリーボックス（顔が出ない物）をご利用でのご同伴に限り可能です。

2025 DUNLOP杯 HRC 筑波ミニ耐久ロードレース 特別規則書

《ご参加にあたって》

この競技にご参加するにあたっては、規則を十分に理解した上でお申し込み下さい。特にMFJ国内競技規則「ロードレース競技規則」や「公式シグナル」、「サーキット走行に関する規則」などは知っていないと重大な事故に発展する可能性がありますので、必ず熟知しておいて下さい。また、ピットクルーや同行者の皆様も「ピットクルーに関する規定」を熟知するようにして下さい。以上の事を守り、無事故・無違反で楽しんで下さい。上記詳細は、<http://www.mfj.or.jp/>でご確認できます。

第1条 競技大会の名称

2025 DUNLOP杯 HRC 筑波ミニ耐久ロードレース

第2条 主催者(大会事務局)・会場・申込先

・主催

一般財団法人日本オートスポーツセンター(JASC)
株式会社ホンダ・レーシング

・会場/申込先

筑波サーキット
〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙159
TEL:0296-44-3146 / FAX:0296-43-1115

第3条 承認

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)
〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6
築地スクエアビル10F
TEL:03-5565-0900 / FAX:03-5565-0907

第4条 開催日・クラス・レース時間

- ・2025 年6月22日(日)
- ・クラス HRC GROM Cup
アドバンスクラス／ルーキークラス／Over88 クラス
NSF100 HRC トロフィー
トロフィークラス／Jr.クラス
- ・レース時間 60 分耐久

第5条 組織委員会・審査委員会・競技役員

公式プログラムに記します。

第6条 参加資格

- ①ライダーは、当該年に有効なMFJロードレース国際・国内フレッシュマン・ジュニアライセンスいずれかの所持者とする。
※エントリー時に保険加入の事(筑波共済会、Honda見舞制度)
- ②レース当該週の特別スポーツ走行に1回以上の参加を満たすことができないライダーは大会への参加が認められない。
- ③競技への参加は12歳以上(スポーツ年齢)とする。
※ライセンス区分に関わらず、事前練習等の走行を見て、レースを行う上で危険と判断された場合は、該当ライダーもしくは、チームの参加をお断りする場合がございます。走りに不安のある方は、サーキットアドバイザーやサーキット職員に相談してください。
- ④下記項目に該当するライダーは、ビギナー対象選手となる。
※サーキット走行経験が少ない(ミニバイクコースも含め3時間以内)
※MFJ公認サーキットの走行経験がない
※競技への参加が初めて(ミニバイクレースのみも該当)
上記に該当するライダー及び主催者が指定したライダーは、練習走行及び予選において主催者が用意するビブスを着用して走行しなければならない。
- ⑤ピットクルーの登録は満16歳以上とし、当該年に有効なMFJピットクルーライセンスが必要です。但し、ピットクルーライセンスの無い方を登録する場合には1名につき2,200円の登録料が必要となります。登録時、必要事項全てを必ず入力すること。

第7条 参加代表者(監督)

1. 参加代表者は、参加申込みに際して所定の手続きによってライダー及びピットクルーを指名登録してください。
2. 参加代表者は、ライダーもしくはピットクルーとして登録されていなくてはなりません。
※WEBエントリーの場合、受理通知受信者を代表者とする。

第8条 ライダーの登録

1. 1チームにおけるライダーの登録人数
1チーム2名とする。1チームに付き国際ライダーを1名登録できる。

第9条 ピットクルーの登録

1. 開催時に満16歳以上である事。
2. ピットクルーの人数は1名以上とし、エントリー時に登録されていなければいけません。
3. 1チームにおけるピットクルーの登録人数 1名以上4名以下です。
4. ピットクルーはライダーとして登録できません。

第10条 エントリー費

32,000円(筑波保険料含む。1名 1,000 円×2名)
※資料郵送希望の場合、郵送手数料500円が必要となります。

第11条 参加申込

受付期間:5月3日(土)～5月10日(土)先着順

- ・申込方法:WEBエントリーのみとする。
 - ・受付は先着順とし、募集台数に達し次第終了となります。
 - ・エントリー方法の詳細は、ホームページもしくは、別紙エントリー手順のご案内にてご確認ください。
 - ・参加受理されたチームに参加受理通知をメールもしくは郵送にて送信いたします。
- ※主催者は申込者に対してその理由を明らかにすることなく申し込みを拒否、または無効とさせていただく場合があります。参加拒否された申込者には、参加料が返還されますが、その場合、参加料から手数料2,200円が差し引かれます。

第12条 参加定員

参加受付台数は 50 台とし、募集台数に達し次第終了となります。
※GROM CupクラスとNSF100トロフィークラスの台数分けは行わずエントリー順で割合が決定します。

第13条 ライダーの装備

1. MFJ国内競技規則・ロードレース競技規則「ライダーの装備」に準じます。(モトクロス、モタード用装備の使用は認められない。また、ヘルメット含む装備には、カメラ等の装着が禁止される。)
2. 転倒時の迅速なレスキュー並びに自己安全のために、ヘルメットリムーバーの着用が義務付けられます。
3. ヘルメットおよび装備は、大会期間を通じて車検で合格したものを使用すること。また、車検以前の練習走行においても、公認された適切なものを使用してください。
4. ヘルメットの共同使用は出来ません。その他の装備に関しては、止むを得ない場合に限り、サイズが確実に適合していることを条件に共同使用を認めます。
5. 脊柱プロテクション・胸部プロテクションの装着が義務付けられます。
6. エアバックベスト並びにエアバック機能付きレーシングスーツを使用する場合は、車検時に申告すること。
7. レーシングスーツ外側に装着するタイプの、飲料補給装置は使用できない。
8. 年齢に関わらずMFJに登録されているエアバッグを使用(着用)しなければならない。

第14条 ライダー受付

1. ライダーは公式通知に示された時間内に参加の受付をし、出場資格の確認を受けてください。

2. ライダー受付時の提示物は、以下の通りです。

① 出場資格ライセンス（提示できない場合には出場できません）

但し、MFJにライセンス照会を行い確認がとれたものに関しては、参加を認める場合がある。

その際は調査手数料2,200円が必要となる。

② 参加受理書

③ 車両仕様書（必ずすべてを記入してから受付にお持ちください。また、車載カメラの申請がある場合は、同時に申請をしてください。）

④ 装備仕様書

⑤ その他、公式通知で指示されたもの

※健康保険証は、各自が必ず所持をしておくこと。

第15条 ピットクルーについて

1. ピットクルー受付は行わない。

※エントリーの際に必ず住所と電話番号を登録すること。

2. ピットクルーのパスは郵送いたします。配布されたパスは常に携帯してください。

3. パスを不正使用した場合、チームに罰則が科せられ有事の際保険の適用外となります。

4. 登録したピットクルーを変更する場合、必ずピットクルー受付時に変更願を提出してください。

※ピットクルー変更料(1名あたり) 1,100円

5. 当日のピットクルーの追加はできません。

6. 事前販売したパドックパスではピットロード、スターティンググリッドへの入場ができませんのでご注意ください。

第16条 ライダー腕章

1. ライダー受付時に腕章を配布します。走行時には必ず右の上腕部に着用してください。

2. 腕章はエントリー時に登録した順の色を装着してください。

3. ライダーの番号はエントリー時の登録順とし、ライダーの走行順・ランクを意味するものではありません。

第17条 ライダーの変更

1. ライダー変更は、負傷などやむを得ない場合があると認められたときだけ大会事務局に申し出て、大会審査委員会の同意を得た場合のみライダー変更が許されます。その場合の変更料は5,500円(保険料、手数料含む)となります。

2. 変更の受付は公式予選終了後30分以内となります。

第18条 車両および参加クラスの変更

1. 出場登録した車両および参加クラスの変更は、車両破損などやむを得ない理由があると認められたときだけ大会事務局に申し出て、競技監督の同意を得た場合のみ許されます。但し、車両変更の場合は車両検査を受けなければいけません。

2. 車両および参加クラスの変更は、変更料5,500円が必要です。

第19条 トランスポンダー(自動車番読取装置)の装着

1. 全ての参加者は、主催者が用意したトランスポンダーを車検時まで装着し、公式予選・決勝を通じてその状態が保たれていなくてはなりません。尚、装着を拒否した場合には当該車両・ライダーの出走は認められません。

※MY LAPS Japan 株式会社製マイポンダーの使用が認められます。使用する場合はエントリー時にポンダーIDを入力し、使用の旨を申告して下さい。

2. トランスポンダーの配布は選手受付時にて、返却は各走行終了後1時間以内にサービスセンターまでとします。

3. トランスポンダー及び取付けホルダーに破損、紛失があった場合、1個につき、トランスポンダー:72,000円(税込)、取付けホルダー:1,000円(税込)が主催者より請求される。

第20条 車載カメラの使用・取付けについて

車載カメラを搭載する場合は、車両仕様書のカメラ申請欄に署名し、選手受付時に確認印を得なければならない。

2台目以降のカメラ取り付けは有料とし、1台につき2,200円の申請料が必要となる。申請方法は、エントリー時にカメラ台数を選択の上、追加1台につき2,200円を参加料に追加すること。また選手受付後の申請は大会事務局に申し出ること。車検はカメラ装着状態で受けなければならない。但し、車載カメラを搭載できるのは私的鑑賞目的に限られ、競技の抗議資料としての利用およびSNS上での誹謗中傷行為等は一切禁止される。尚、営利目的でカメラを搭載する場合は有料とし、主催者との協議を必要とする。これに違反した場合には罰金を含む罰則が科せられる。

撮影した内容について主催者及び事務局より指摘があった場合、速やかに削除しなければならない。

車載カメラは、脱落防止(ワイヤーロックの施し等)に努めること。取り付けブラケットを含むカメラの全高は15cm以内とする。また本来の目的外での利用や走行中に脱落した場合には罰則を科す場合がある。

第21条 公式車両検査

1. ライダーは公式通知に定められた時間内に車両仕様書(受付印のあるもの)と装備仕様書を添えて、Aパドック内車検場にて出場車両・装備(ヘルメット・ヘルメットリムーバー・レーシングスーツ・グローブ・ブーツ・脊柱プロテクション・胸部プロテクション)の検査に合格しなければいけません。尚、車両はトランスポンダー(自動車番読取装置)を取り付けた状態で持ち込むこと。
2. 車両検査において規則または安全上出場が不適当と判断された車両はそれ以降の公式予選を含む一切の走行ができません。
3. 車両検査に合格した車両には車検合格ステッカーが貼られ、このステッカーの無い車両は一切の走行が禁止されます。
4. スタート前チェックでは、出走前に出場車両および装備等の検査に合格した状態が維持されているか、安全上の再確認が行われます。
5. 車検合格時の内容(ヘルメット等の装備を含む)から変更のある場合、必ずその内容を車検長に申告し、再度車検を受けてください。
6. 車両検査において競技車両の音量測定を行う場合があります。
7. 車検長は大会期間中必要に応じて随時車両検査を行う事ができます。

第22条 パス(身分証)と車両通行証(駐車券)

1. 参加申込が正式に受理された参加者には、パスなどの身分証が交付されます
2. 交付されたパスは、常に見える位置に提示していなければなりません。
3. 参加者のトランスポーターは、大会期間(特別スポーツ走行が設定されている場合は、その開催日も含む)を通じ大会事務局が交付する車両通行証を提示していなければ筑波サーキット内への通行ができません。
4. 1エントリーにつき2枚のエントラント駐車券が発行されます。駐車券は車両前面の第三者から確認しやすい位置に提示してください。
5. 参加申込時に限りパドックパス(大会期間中有効)の割引販売を行っております。家族・友人等のご来場の際にご利用ください。申込方法は、エントリー時に必要枚数を入力し、1枚につき2,000円を参加料に追加して申請して下さい。但し、販売したパドックパスではピットエリア・スターティンググリッドへの入場は出来ませんのでご注意ください。尚、参加申込時のみの販売となり、大会当日のパドックパス販売はAゲートにて1枚につき3,000円となります。
6. サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示され、参加者はこの指示に従わなければいけません。
7. 交付されるパスや車両通行証は他に貸与したり転用してはならない。不正使用が発覚した場合には、当該エントラントに罰金を含む罰則が科せられます。
8. パス、車両通行証を紛失または破損したときは事務局で再交付の手続きを受けてください。但し、再交付手数料2,200円、有料パスの場合は相当額が必要となります。

第23条 参加者遵守事項

1. すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、言語を謹み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保ってください。
2. すべての参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従ってください。
3. 参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品等によって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはいけません。
4. 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会、競技役員等関係者の名誉を傷つけるような言動をしてはいけません。この行為に該当すると判断された場合、該当レースにおいても審査委員会によって直ちに審議され罰則を与える場合もある。
5. 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなくてはなりません。
6. 使用したピット・パドック内等の清掃は各エントラントにて行ってください。

第24条 エントラント駐車場の使用について

1. エントラント駐車場の事前の場所取りは固く禁止される。
1チームにつきトランポ1台と簡易テント1張り分のスペースを耐久レース専用パドックに確保します。もう一台の車両についてはサーキットの指示に従って駐車願います。

第25条 パドックの使用

1. 耐久レース専用パドックを芝生広場周辺に設定します。パドック割りについては後日発表の案内をご確認ください。
2. エントラント用の連絡車は自転車およびキックボード(いずれも電動含む)のみとなります。電動タイプを使用する場合は、必ずヘルメットを着用すること。制限速度は20km/h以内とする。
3. パドック内の連絡用道路、および公式練習・決勝のコースアウト後など、パドック内のマシンの移動はすべて押し歩きとし、エンジン走行、惰力による乗車移動は禁止です。

第26条 ウォーミングアップ場

1. ウォーミングアップ場は左廻りです。
2. 使用できる時間は公式通知に記します。
3. 走行エリアでの停車は禁止です。
4. 入場できるのは安全上適切な服装をしたライダーおよびピットクルーに限られます。
5. エンジン停止の指示があった場合にはオフィシャルに従ってください。

第27条 ピットの使用・注意事項

1. 練習、予選、決勝時のピット使用はPITボックス前の作業エリアを使用ください。指定は致しません。
2. ピットの作業エリア使用についてはミニバイク走行時間帯のみ使用できます。
3. ピットエリアとは、ピットレーン(Aゲート前)からピットエンドまでをいいます。
4. ピットクルーの行動範囲には制限があり、ピットレーン内の黄線(イエローライン)までとなります。(下記図参照)



5. サインマンおよびピットインしたその当該車両のメカニック以外はピットレーン上に出てはいけません。その指示に従わない場合は、その当該ライダーとピットクルーに罰則が科せられる場合があります。
6. 12~32番ピット、ピットレーン側、ピット開口部は、ライダーおよびピットクルーの通行のみ可能とし、マシンの出し入

れは禁止とする。

第28条 コースイン・コースアウト

1. 練習走行・公式予選・グリッド整列の場合のコースインはBゲート(コントロールタワー横)より行います。
2. 練習走行・公式予選・決勝を通じ、コースアウトはCゲート(32番ピット脇)より行います。
3. コースイン時は走行車両との合流に最大限の注意をし、第1ヘアピンをクリアするまでコースの右端を走行してください。
4. コースイン・コースアウトの際、走路とピットロードを区分するホワイトライン及びイエローラインをいかなる方向からも横切ってはならない。



第29条 走行中の遵守事項

1. 走行中、必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはいけません。
2. 走行中、車両それ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で走行したり、加速したりしてはいけません。
3. 走行中、他人の援助を一切受けてはいけません。他の人による援助とは競技役員以外の者が車両に触れることを言います。
4. いかなる場合にも車両に他人を同乗させてはいけません。
5. ライダーはレース中酒気を帯びたり、または医薬品(興奮剤、麻薬等)により精神状態をつくろってはいけません。
6. ライダーは目視以外の方法で走行中に周囲の状況を確認する行為を行ってはならない。

第30条 妨害行為

1. 競技中、ライダーは故意に他の車両の走行を妨害してはいけません。また、明らかに重大な事故の発生が予想できる危険な行為を行ってははいけません。
2. 不必要な進路変更をしてはいけません。
3. 妨害行為の違反判定に対する抗議は受け付けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格とされます。

第31条 ピットレーン走行時の注意事項

1. ピットレーン走行中の違反は重大な事故につながります。ピットインの際は周りに十分に気を配り、スピードを落として常に停止できる状態で走行してください。尚、ピットレーンの制限スピードは40km/h以内とする。違反した場合には罰則が科せられます。
2. ピットレーン速度制限区間はコンクリートウォール設置区間とし、スピードの測定は光電管測定器・移動式スピードガンで行います。

第32条 公式シグナル

1. ライダーは提示される公式シグナルを確認する義務があります。走行中、競技役員が公式シグナルを示した場合、各

ライダーは直ちにそれに従わなくてはなりません。公式シグナルを無視した場合には重大な罰則が科せられる場合がある為、速やかに指示に従うこと。

2. レース中のシグナルは、MFJ国内競技規則・ロードレース競技規則「公式シグナル」を適用します。
3. 旗のかわりにライトを使う場合があります。黄色燈の点灯・点滅は黄旗、赤色燈は赤旗と同意味です。
4. 以上の公式シグナルの使用は競技役員のみ許され、他のいかなる信号旗またはそれと紛らわしいものの使用は禁止される。
5. ピットレーン先端(ピットエンド)のシグナルライトはピットロード専用です。緑はコースイン可、赤はコースイン不可となり、無燈の場合は緑燈と同様に扱います。また公式予選および、決勝レース中は、青ライトが常に点滅されます。
6. タイムが著しく遅いおよび危険な走行をするライダーに対して、黒旗を提示してピットインさせる場合があります。

第33条 公式予選・公式練習・グリッド決定方法

1. タイムトライアル方式の公式予選を行います。
2. タイム計測を受けるライダーの制限はなく、時間内でのライダー交代は自由とします。
3. 参加クラス(GROM Cup/NSF100トロフィー)に関係なくタイム順のグリッドになります。

第34条 ブリーフィング(競技に関する要領説明)

全ての参加ライダーおよび参加代表者を対象に、ブリーフィングを行います。皆さんが安全に走るための重要事項の説明を行いますので時間厳守の上、必ず出席してください。出欠の確認を行ない、欠席した場合にはペナルティの対象となりますので十分にご注意ください。時間・場所等は公式通知に記します。

第35条 決勝スタート前チェック

1. スタート前チェックの時間・場所は公式通知に記します。
2. スタート前チェックを済ませたあと、オフィシャルの指示があるまでマシンをその場所から移動させないでください。
3. スタート前チェックの時間内に連絡のないチームは、オフィシャルの判断によりリタイヤとみなされます。

第36条 スタート方法

1. 決勝グリッド数 50 台
2. スタート方式 基本的に①で行うが、条件により②③で行う場合もある。
 - ① ル・マン式スタート
 - ② クラッチスタート
 - ③ ローリングスタート
3. グリッド上のタイヤウォーマーはジェネレーターを使わず余熱のみの使用が認められる。
ピット作業エリアではタイヤウォーマー用にジェネレーターの使用が認められる。マシン1台につきハンディタイプのジェネレーター1台迄可能とする。ジェネレーターはボックス側の作業レーンもしくはボックス内に置いて使用すること。
但し、スタート進行の遅延原因となる場合、規則を変更する場合もある。
4. スタートは2回にわたってのスタッガード(時間差)スタートとし、そのスタートの時差は結果に考慮されませんのでご了承ください。
5. スタート合図は日章旗です。
6. スタート方法・進行の詳細は公式通知に記します。
7. ウエットおよびドライレースの区別はしません。

第37条 ピットインおよびピットアウト(第27条図参照)

1. ピット前に区画されたコンクリートウォールとホワイトラインの間はピットインおよびピットアウト専用の通路、ホワイトラインとイエローラインの間は補助レーン、イエローラインとピットの間はサインエリアとピット作業のための停車区域として、コースと区別されています。
2. ピットインするライダーは、アジアコーナー立ち上がりよりコース右端を走行し、バックストレートも右端をキープしな

がら手でピットインの合図を行った後、安全を確認してピットロードに進入してください。

3. ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の停車区域に入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停止させてください。尚、補助レーンでの停止は禁止です。
4. ピットインして停車区域に入った車両、および当該車両のライダーやピットクルーは、ピットイン・ピットアウトする他の車両の通行を妨害してはいけません。
5. ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両は、エンジンを停止させた後、ピット前審判員の承認を得て当該車両のライダーおよびピットクルーによって後ろ向きに押し戻し、自己のピットにつけることができます。
6. ピットアウトよりピットインする車両に優先権があります。
7. ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、走行車両との合流に最大限の注意をし、第1ヘアピンをクリアするまでコースの右端を走行してください。後方から近づく車両の走行を妨げてはいけません。
8. ピットからの再スタートはキックススタート、セルスタート、プッシュスタートのいずれも可能です。プッシュスタートの援助は2名までとします。外部の電源を使用することは禁止です。

第38条 ピットサイン

1. 走行中のライダーに対しピットサインを送ることができますが、無線機の使用は禁止です。
2. ピットサインを送るピットクルーは1チーム2名までとし、イエローラインまで出てサインを送ることができます。

第39条 ライダー交代

1. 1人のライダーが連続して走行出来る時間は40分未満です。
2. ライダー交代は自己ピットでのみ可能です。
3. ライダー交代の際は、必ず20秒以上エンジンを停止させなければなりません。
必ずピットクルーが停止時間の計測を行うこと。違反者にはライドスルーなどの罰則が与えられる。
4. 登録されたライダーは、必ず1回以上走行しなければなりません。負傷などやむをえない場合この限りではないが、必ず事務局に届け出ること。
5. マシントラブルにてコースアウトし、パドックに戻った後でレースに復帰する際にライダー交代する場合には、その旨をCゲートのオフィシャルに申告しなければなりません。
6. 救急車での搬送等でマシンのみがコースに残ってしまった場合、大会事務局に走行を継続する事を申告し、許可された場合(場所・マシン状況により判断する)のみ事故現場付近でのライダー交代が認められます。その場合、コースの外より最寄りのポストへ行き、安全確認がとれた後にポスト員同行の上コースインし、オフィシャルのマシンチェックを受け、押し歩きにて復帰してください。

第40条 ピット作業

1. レース中の燃料補給は出来ません。
2. ピットでの作業人数は、ピットクルー2名とライダー2名の計4名までです。(ライダーのサポートも含む)
3. 当該車両がピットインした時のみ、ピットクルーは自己のピット前の停止区域に出て作業することができます。ピット作業の場合を除いて停車区域に出る事と、部品や工具を停車区域に置いておくことは禁止です。
4. ピット内および停止区域は清潔を保ち、機材を整頓し、火災防止に努めなければなりません。

第41条 レース中の車両修理

1. ピットインした車両は、自己の作業エリアにおいて、ピットに準備してある部品、工具等による修理、調整、部品交換などができます。
2. エアーツール・電動ツールなどの使用は禁止です。但し、エアブローのみ使用可能とします。
3. サイレンサーの交換は可能ですが、交換する場合は、車検長に申告し許可を得ること。交換前のサイレンサーは車検場保管となり音量を測定する場合があります。
4. コース・グリーン上での車両の修理は、応急処置を除き一切禁止です。
5. レース中の車両は、いかなる場合にも他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはなりません。但し、保安の目

的でオフィシャルが車両を移動したりする場合、および自己のピットを通り越した停車区域内の車両を当該車両のライダー、ピットクルーが押し戻す場合はこの限りではありません。

第42条 コース上での停止

1. コース内で停止する場合には、ライダーは直ちに車両をコースの脇(グリーン上)に寄せ他のライダーの邪魔にならないように十分注意してください。
2. コース内で、車両をコースの進行方向と逆に押し戻して車両を移動してはいけません。但し、競技役員の指示がある場合はこの限りではありません。
3. ピットまで車両を押し戻す時、ショートカット及びイエローラインカットをする必要がある場合には競技役員の許可を得、指示に従って行わなければいけません。
4. 事故または車両故障などの理由によって、リタイヤする場合は、その地点からもっとも近いコースポスト員に報告し、リタイヤ届けを提出してください。
5. ライダーはリタイヤ届けを提出したコースポスト員に車両をあずけて退場してください。
6. ライダーはその車両をそのレースが終了するまでコースポスト員の管理下におかなければいけません。但し、そのレースに支障のない地点まで車両を移動させることをコースポスト員から指示された場合はこれに従ってください。

第43条 スロー走行車両およびコース上での車両の押し歩き

1. 前方にスロー走行車両が存在する場合、白黒斜分割旗を表示します。
2. コース上でライダーがマシンを押している場合、黄色地に黒文字で「PUSH」と書かれたボードを提示します。尚、車両の押し歩きをする際、オフィシャルの指示なく進行方向と逆への移動やコース横断をすることは禁止されます。

第44条 マシントラブル時のコースアウト・レース復帰について

1. マシントラブルでピットまで走行して戻ることが困難な場合指定された場所からコースアウトすることができます。
2. コースアウトした後は、ピットクルーによる人力の補助により自己のピットに戻ることが可能です。
3. 但し、ペナルティが科せられ、そのコースアウトした当該周無効となります。
4. コースアウトできるのは以下の6箇所、コースに復帰するのはCゲートからとし、オフィシャルの指示に従ってください。
 - ① 第1ヘアピン左側(Bパドックメディカルセンター付近)
 - ② 第1ヘアピン手前S字右側(ドライバーズサロン横)
 - ③ ダンロップコーナー先左側
 - ④ 5番ポスト脇連絡通路
 - ⑤ 第2ヘアピン立ち上がり左側
 - ⑥ ホームストレートエンド左側(サブスタンド横)
5. パドックインした車両は、マシンチェックエリアにて必ず車検員によるトラブル状況のチェックを受けなければなりません。チェックが済んだ時点でパドックでの修理が可能となります。車両がコースに復帰する場合はCゲートからとし、車検員によるチェックの上、コースインしてください。マシンチェックエリアはA・Cゲート付近の2箇所に設置します。
6. パドックインした車両がコースに復帰する際に燃料補給が必要となった場合、オフィシャルの許可を得た上でマシンチェックエリアでのみ給油することが認められます。

第45条 競技の一時中立化(セーフティーカー導入)

1. 競技の一時中立化とは、事故発生時にライダー又はオフィシャルが危険な状況にはあるがレースを中断するほどではないと競技監督が判断した場合、セーフティーカーがスロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法です。
2. 競技監督がセーフティーカー導入を決定したら、直ちに各ポストにおいて黄旗振動と「SC」と書かれたボード(SCボード)が提示され、セーフティーカーの介入を告知します。その後イエローの回転灯を点灯したセーフティーカーが先頭のライダーの位置に関係無くピットロードからコースインします。
3. 全ての車両はセーフティーカーを先頭に一列に整列してください。この時、ライダーの追い越しは厳禁とされ、ライダー一間の距離は10m(車両5台分程度)以内までとします。セーフティーカーの介入は原則的に1台ですが、2台目が介

入する場合があります。

4. トップのライダーをペースカーの直後に配置させるための、「頭出し」は行いません。
5. セーフティーカー導入の間にもピットイン・ピットアウトすることができます。ピットアウトできるのは、ピットレーン出口にあるグリーンライトが点灯されている間のみとなり、セーフティーカーに先導された最後尾のマシンがピットレーンを通過後約 10 秒間のみグリーンライトが点灯します。それ以降はレッドライトによりピット出口は閉鎖されピットアウトできなかったライダーは、次の周まで待たなければなりません。
6. 競技監督が次のコントロールラインからのレース再開を決定したら、セーフティーカーはイエローの回転灯を消灯し、その週の終了時点でピットに入ります。
7. セーフティーカーが最終コーナー立ち上がり付近のイエローラインをカットしてピットロードに入り、ライダーがコントロールラインに近づいてきた時点で、フラッグタワーでグリーンフラッグが振動表示され、同時に全ポストの黄旗振動とSCボードは下げられます。各自がコントロールラインを通過した時点で競技再開となります。但しコントロールラインを通過するまで、追い越しは厳禁です。
8. セーフティーカー導入中でも、競技周回としてカウントされます。

第 46 条 競技の中断

1. 天災、大事故等の不慮の事態が発生し、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は走行中の全競技車両に対し、停止を指示します。
2. 全車停止の指示は、フラッグタワーおよび各ポストで赤旗を提示、またはシグナルによる赤色灯によって合図されます。
3. レースまたは、プラクティスが中断された場合、走行中のライダーは最大限の慎重さと注意をもってそれぞれのピットに戻り、次の指示があるまで待機してください。
4. 中断の合図がなされた時点でピット作業(マシンの修理・給油等)はただちに停止しなければいけません。
5. レースが停止された時点で先頭車両がレース距離もしくは時間の少なくとも2/3以上を走行していたならば、全レース走行されたものとみなされ、再スタートすることがない場合があります。その場合の順位はレースが停止される前の周回の順位となります。

第 47 条 レースの再開

1. 危険が解消した場合、MFJロードレース競技規則「赤旗中断されたレースの再スタート」に従いレースを再開します。
2. スターティンググリッドは、中断前のレース結果に基づく。
3. リタイヤ届を提出した車両以外、全車両が再スタートすることができます。周回数(トップの75%以上)の制限はありません。

第 48 条 ペナルティ

1. ジャンプスタートをした場合は、ライドスルーのペナルティが科されます。
2. ショートカットおよびイエローラインカットをした場合、また、ピットロード先のホワイトラインをカットした場合にはその当該周無効のペナルティが科せられます。
3. フルコースコーション中にレッカー車で回収された車両に対して、当該周無効のペナルティが科されます。
4. ペナルティとしてピットストップが科される場合、回数ごとに停止時間が加算されます。2回目は1分、3回目は3分、4回目は5分、以降5分ずつ加算されます。尚、ペナルティの度合いにより停止時間が異なる場合があります。
※ペナルティストップの指示を受け3周以内にピットインせずペナルティを実行しない場合は、大会審査委員会の判断により、失格を含む厳罰が科せられます。
5. レースの終了までにペナルティが完了しない場合、ペナルティ累計回数分の周回数(ペナルティが1回目の場合は1周、2回目は2周...)が減算されます。但し、ペナルティの度合いにより厳罰となる場合があります。

第 49 条 競技の終了

1. 規定の時間を経過した時点で、トップのライダーにフラッグタワーよりチェッカーフラッグが振られます。

2. 正式なレースの終了は、チェッカーフラッグによりトップのライダーがゴールインした後2分間が経過した時とします。
3. 天候その他の理由により、定められた時間を減算しレースを終了する場合があります。
4. 途中でレースが中断された場合でも、最初のレーススタートから設定されたレース時間を越えないものとします。
5. チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両のコースインは禁止されます。

第50条 順位決定

1. 順位は、周回数の多い順に決定されます。
2. 同一周回数の場合はコントロールラインの通過順とします。
※ピットレーン含む。
3. 複数のヒートレースの場合も同様となり、各ヒートの周回数を合算し、周回数の多い順に決定されます。同一周回数の場合は、最終ヒートのコントロールライン通過順となります。

第51条 周回数の計測について

1. トランスポンダー(自動車番読取装置)を使用します。
2. 取扱方法については受理通知の案内にてご確認ください。

第52条 暫定表彰式および表彰式

1. レース終了後、メインスタンド前コース上にて上位入賞チームに対し暫定表彰式を行います。
2. 競技終了後の表彰式は行いません。

第53条 車両保管および再車検

1. レース後、入賞車両を正式決勝結果発表まで保管します。
2. 保管車両は必要に応じ分解検査を行う場合がありますが、分解検査を行う場合は、その当該車両のライダーもしくは登録されたピットクルーが速やかに分解しなければいけません。
3. 再車検により規定違反があった場合は失格となります。
4. 出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取ってください。
5. 車両保管解除発表後、保管車両の責任は一切負いません。

第54条 レース結果および記録の発表

1. レース終了後、暫定結果の発表を行います。
2. レース正式結果は、暫定決勝結果発表後3時間以内に発表します。
3. 参加者は発表されたレース正式結果に対して抗議することはできません。

第55条 抗議

1. ライダーおよび参加代表者のみが抗議申し立てができます。
2. 抗議するときは、抗議対象事実発生後速やかに定められた手続きによって大会事務局に申し入れをしなければいけません。抗議手続きは、大会事務局に備え付けの用紙に記入し、1項目につき、抗議保証金11,000円を添えて大会事務局に提出してください。
3. 暫定結果に対する抗議は発表後30分以内に限られます。
4. 正式の手続きを経て提出された抗議申立て書だけが受け付けられ、大会審査委員会において審議されます。
5. 大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分事情を調査したうえで裁定を下します。
6. 審査委員会の裁定に対して一切抗議することはできません。
7. 抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還されます。

第56条 控訴権

参加者は、大会審査委員会が宣告した罰則または裁定に対し、MFJ中央審査委員会に控訴する権利を有します。その

詳細はMFJ国内競技規則に準じます。

第57条 競技規則の違反行為に対する罰則

競技開催中における違反行為に対しては、大会審査委員会並びに競技監督の権限で罰則を科すことができます。内容は国内競技規則に準じます。但し、違反の判定は競技監督の判断を優先とし、罰則の裁量や適用は大会審査委員会の決定を優先するものとします。

第58条 違反行為に対する罰則の追記

1. 黄旗違反への罰則は、最高で失格、罰金の場合は最高20万円となります。
2. オイルをコース上に撒いたチームに対して罰則を科す場合があります。十分に整備しておいてください。
3. オフィシャル・大会関係者への暴力的な言動には、その軽重により、国内競技規則第4章 MFJ裁定規定に基づき罰則を科す。
4. エントラント(ピットクルー含)のアルコール類の違反が発覚した場合には、その時点で失格・即退場とする。

第59条 医療施設の利用義務

1. ケガをした場合、必ず最初に医務室で診断を受けて下さい。医務室に診断記録がないと保険がおりない場合があります。
2. サーキット指定病院：茨城西南医療センター病院
〒306-0400 茨城県猿島郡境町 2190 TEL:0296-87-8111

第60条 賞典

1. クラス毎に授与します。参加台数により対象順位を決定し、公式通知にて発表いたします。
2. その他特別賞については、ホームページもしくは、公式通知にて発表します。

第61条 レース延期および中止

1. 大会審査委員会は、天候・異変その他安全確保に支障をきたすおそれがある等、特別な理由がある場合にかぎり、その一部を打ち切りまたは中止することができます。
2. 前項の判断決定は大会審査委員会が行い、その決定に対してすべての関係者は従わなければいけません。
3. 特にやむを得ぬ理由によって、トップ走者がそのレースに決められた周回数、または時間の2/3を完走しないうちにレースを打ち切った場合は、そのレースは条件付きで成立する場合があります。
4. トップ走者が決められた周回数または時間の2/3以上を完走してレースを打ち切った場合は、大会審査委員会はそのレースの判定結果に理由を付けて発表します。
5. レースまたは大会が中止された場合、参加者が支払った出場料は、MFJ国内競技規則に従います。

第62条 主催者の権限

1. 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康の理由による可否を最終的に決定することができます。
2. 競技番号の指定あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができます。
3. 大会スポンサーの広告を車両に貼付することができます。
4. 公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができます。
5. すべての参加者・ライダー・ピット要員の肖像権、およびその参加車両の写真・映像・音声など報道・放送・放映・出版・ビデオ等に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できます。

第63条 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、MFJ国内競技規則および本特別規則に基づき、当該大会において最終的な権限を行使することができます。

第 64 条 損害の補償

1. 車両の破損

- ① 参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間を除き、車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければいけません。
 - ② 主催者は、車両を保管している期間中に、これらの車両がなんらかの理由によって破損した場合には、1台当り10万円を最高限度額としてその所有者に補償します。
2. 競技会開催期間中、またはその前後に起こされたライダーおよびピットクルーの傷害は自らが責任を負うこととします。

第 65 条 大会役員の責任

参加者・ライダーおよびピットクルーは、大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければいけません。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー・ピットクルーおよび車両などの損害に対して、大会役員は一切の補償責任の無いことをいいます。

第 66 条 本特別規則の解釈

本特別規則に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができます。質疑に対する解答は、FIM国際スポーツ憲章およびMFJ国内競技規則に基づいた大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告します。

第 67 条 公式通知の発行

本特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって下記のいずれかの方法で示すこととします。

公式通知は、

- ① 指定されたアドレスにメール送信。
- ② 参加者の住所に郵送。
- ③ JASCホームページにブルテンとして発表される。
- ④ 大会事務局に掲示。
- ⑤ パドック内の掲示板に掲示。
- ⑥ 公式練習後あるいは、公式練習や決勝レース出走前など必要に応じて召集されるブリーフィングで指示。
- ⑦ 緊急の場合は場内放送で伝達。

以上の方法によって参加者に通知されます。

第 68 条 本特別規則の施行

本規則は、競技会の参加申込受付開始と同時に有効となる。尚、本特別規則に示されていない事項は、MFJ国内競技規則および筑波ロードレース選手権シリーズ、筑波ツーリスト・トロフィー特別規則、そして後日発行される公式通知による。

車両規定・特別規定

《GROM Cup 車両規定》

2025 年 HRC GROM Cup 技術規則に準拠した車両とする。

■筑波サーキット特別規定

- ① ドライタイヤマーキングを公式車検時に実施する。
- ② 使用するドライタイヤを車検時間内に車検員に申し出てマーキングを受けること。

- ③ この時、ドライタイヤは競技車両に装着されていても単体で提出してもかまわない。
- ④ 使用できるガソリンは、筑波サーキットまたは一般公道用 の市販車に供給するための通常のガソリンスタンドで購入できる無鉛ガソリンでなくてはならない。
- ⑤ スペアマシンを登録することはできない。
- ⑥ 筑波サーキットで使用できるドライタイヤは高速コース用タイヤ(KR337 PRO)のみとする。

《NSF100 トロフィー 車両規定》

2025 年 NSF100 HRC トロフィー技術規則に準拠した車両とする。

■筑波サーキット特別規定

- ① ドライタイヤマーキングを公式車検時に実施する。
- ② 使用するドライタイヤを車検時間内に車検員に申し出てマーキングを受けること。
- ③ この時、ドライタイヤは競技車両に装着されていても単体で提出してもかまわない。
- ④ 使用できるガソリンは、筑波サーキットまたは一般公道用 の市販車に供給するための通常のガソリンスタンドで購入できる無鉛ガソリンでなくてはならない。
- ⑤ スペアマシンを登録することはできない。
- ⑥ 筑波サーキットで使用できるドライタイヤは高速コース用タイヤ(KR337 PRO)のみとする。
※NSF100 トロフィー参加の 16 歳以上の方で KR337 PRO 以外を使用する場合も高速コース用タイヤのみ認められる。

サーキット走行に関する規則

1. 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(以下 MFJ という)が、ロードレースコース(サーキット)において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

2. 定義

- ① サーキット走行とは、全ての者が、練習及びレース等においてその持ち得る技量及び車両の能力において、でき得る限りより安全に、かつ速くに走ることを目的として走行することをいう。
- ② レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットを無理なくでき得る限りより安全に、かつ速く走るための理想的走行ラインをいう。
- ③ スロー走行とは、ライダー、マシンのトラブル、サーキット初心者者の走行、慣らし走行、コース慣熟走行、下見走行をいい、基本的にはピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。

3. サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、各サーキットごとに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員、オフィシャル等の指示に従わなければならない。

4. 優先権

- ① サーキット走行においては、基本的にレコードラインを走行する者に優先権がある。
- ② スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。スロー走行車は基本的にはコースのピットロードがある側のコース端を走行しなければならない。
- ③ ピットロードにおいては、ピットインしてくる車両(先にピットレーンを走行している車両)に優先権がある。
- ④ ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、コースイン時は走行車両との合流に最大限の注意をし、第1ヘアピンをクリアするまでコースの右端を走行してください。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコード

ラインへの合流に際しては、充分な速度まで加速しなければならない。

5. 走行中の遵守事項

- ① シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- ② 通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。
- ③ いかなる場合も、逆方向への走行あるいは規定外のコースを走行してはならない。
- ④ 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。
- ⑤ 他のライダーの走行を妨害するような走行をしてはならない。
- ⑥ 必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離し、また外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。

6. コースアウト

- ① もしコースアウトしたら、復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰しなければならない。転倒した場合は、マシンの確認(破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等)も留意し、コースを汚損してはならない。
- ② トラブルなどで走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去しなければならない。

7. 転倒

- ① 自分が転倒もしくは故障で停止した場合、2次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止しなければならない。
- ② 転倒したら状況判断により安全な所へできるだけ早く避難すること。特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意しなければならない。
- ③ 安全な場所から、でき得る限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにして火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。
- ④ ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用していなければならない。
- ⑤ 転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行しなければならない。

8. コースへの復帰

- ① 安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認すること。
- ② オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。
- ③ 走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認すること。
- ④ フェアリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。
- ⑤ 後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰すること。

9. マシントラブル

- ① 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからピット設置側を走行すること。
- ② コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- ③ 車両は、自己の責任において安全装備等各サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されていなければならない。

10. その他

- ① 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。

② 走行時には、アルコール類あるいは薬品(興奮剤等)を使用してはならない。

11. 損害に対する責任

- ① 走行中自己の車両及びその付属品及び安全装備等が破損した場合、またサーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。
- ② 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。

12. 競技参加者の適合性について

- ① ライダーは常にマシンを安全にコントロールできる状態でなければなりません。疾病及び傷害から復帰する際は、医療機関にて確認を取ること。
- ② 頭部への衝撃により脳震盪を起こした場合、症状を抱えたまま走行することは他のライダーに危険を及ぼす場合があります。又、短期間に二度の脳震盪を起こすと重大な障害をもたらす恐れがありますので、必ず医療機関で受診して下さい。

2次災害防止の遵守事項

転倒、または故障停止したら

2次災害防止を基本的に

転倒したら2次災害の防止。つまり、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等、事故の増大を防止するよう心がけて下さい。

まず逃げる(安全確保)

転倒したら、まず安全な所にできるだけ早く逃げて下さい。特に、オイルによる転倒は、後続車も同じ所に次々と転倒してきます。

後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できるかぎり後続車に知らせる努力をして下さい。タイミングを見て、電源と燃料コックを OFF にして火災やガソリン漏れの防止をして下さい。

障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行って下さい。オイルやガソリンがこぼれていたら処理作業も素早く行って下さい。安全上、走ってくるレーサーに背中を向けないように心がけて下さい。

コース内はヘルメットを

自分が転倒した所は他のライダーも転倒しやすい場所です。いつ飛び込んで来るか分かりません。ガードレールの外に出るまではヘルメットを被ったままで行動して下さい。コース内(グリーンも含む)にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場して下さい。

転倒車両を見たら

転倒したマシンは、オイル、ガソリン等をこぼす可能性があります。走行中に転倒車を目撃したら次の周には充分注意をして通過して下さい。

ピットクルーに関する規定

ピットクルーはライダーを補佐し、レースを円滑に進めるために欠かせない重要な役割を担っている。ライダーに代わって必要な情報を得たり、事務手続きをするなどのマネージャー的な役割や、レースの作戦を立てる監督的な役割、直接マシンの調整・修理をするメカニックまで、様々な立場の人がピットクルーライセンスを取得してレースに参加している。レースにおいてピットクルーとして登録し作業する際には、下記のことに注意しなければならない。

1. ピットクルーの登録

最低1名のピットクルーを登録することが義務づけられる。これはライダーが負傷した場合、帰りの交通手段の確保や病院での手続き、家族への連絡が必要となるためである。

2. ピットクルーの登録と変更・追加

ピットクルーはエントリー時のピットクルー登録欄に記入することで登録される。いったん登録したピットクルーは選手受付時に変更することは可能とするが、申請人数より追加することはできない。変更の際は変更手数料 1,100 円が必要となる。

3. ピットクルーの服装

安全上長袖・長ズボンを着用することが望ましい。ピットレーンやスタート時にエンジン始動を手伝うときはサンダル履きを避け、品位ある服装にすること。

4. ピットクルーの立ち入り範囲

ピット作業エリアとピットサインを出すプラットフォーム、スタート進行時にはコース上に入ることができる。但し、特別なパスが必要とされる場合がある。

5. ピットクルーの遵守事項

- ① 全てのピットクルーは、自らの参加する競技に関する規則を熟知していなければならない。また、安全に対する認識を持っていること。
- ② ピットレーンにおいては、ピットイン・ピットアウト車両に十分注意すること。また、無資格のゲスト等がピットレーンに出ないように注意する。
- ③ 火気に注意する。特に喫煙は指定の場所で行うこと。
- ④ スタート進行時は、スタート進行を防げないよう作業すること。時間がきたら速やかにコース外に退去すること。
- ⑤ メカニックは特にブレーキ系とオイル回りの安全対策を常にチェックすること。

6. ペナルティー

ピットクルーが犯した行為に対するペナルティーは、そのピットクルーが登録されているライダーに対して科される。

7. レース運営への協力

ライダーが黒旗を掲示される場合は、ピット側に向けてそれが掲示される。ピットサインでもその状況を伝え早急に停止するように伝達する。特にオイルを撒いて走行しているときや、部品が脱落しそうな場合は他のライダーに大きな危険を及ぼす為、各自緊急時のサインを取り決めておくこと。

2025 DUNLOP杯 HRC 筑波ミニ耐久ロードレース
大会事務局



DUNLOP Cup HRC Tsukuba
Mini Endurance Road Race